

令和7年9月清須市議会定例会会議録

令和7年9月26日、令和7年9月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長		永	田	純	夫
副	市	長		岩	田	喜	一
教	育	長		天	埜	幸	治

企画部長兼人事秘書課長	岡田善紀
総務部長	林智雄
危機管理部長	飯田英晴
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長	丹羽久登
建設部長	長谷川久高
会計管理者	檜本雄介
教育部長	石黒直人
監査委員事務局長	辻清岳
総務部次長兼財政課長	服部浩之
総務部次長兼財産管理課長	所邦治
危機管理部次長兼危機管理課長	舟橋監司
市民環境部次長兼保険年金課長	浅野英樹
市民環境部次長兼産業課長	梶浦庄治
健康福祉部次長兼児童保育課長	吉野厚之
建設部次長兼土木課長	前田敬春
教育部次長兼生涯学習課長	大沼賀敬
教育部次長兼学校給食センター管理事務所長	吉田剛
企画政策課長	神野満裕

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	後藤邦夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿島康浩
議事調査課課長補佐兼総務係長	岡田一実

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和6年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について

- 日程第 4 認定第 4 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 6 年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 6 年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第 38 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案
- 日程第 8 議案第 39 号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 40 号 清須市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 41 号 清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 42 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 43 号 清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例案
- 日程第 13 議案第 44 号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第 14 議案第 45 号 令和 7 年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 15 議案第 46 号 令和 7 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 16 議案第 47 号 令和 7 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 17 議案第 48 号 令和 7 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
案
- 日程第 18 議案第 49 号 令和 7 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 19 発議第 5 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅
持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第 20 発議第 6 号 枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する要望書（案）
- 日程第 21 各常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続審査

（ 傍聴者 9 名 ）

(時に午前9時30分 開会)

議長 (成田義之君)

おはようございます。

令和7年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

本日、古川健康福祉部次長兼健康推進課長から欠席の届出が提出されています。

これより本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

議員提案による発議第6号「枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する要望書(案)」が提出されております。

この発議につきましては、提出議員より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、本日、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田義之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1から日程第19までの案件については、9月8日の本会議において、各常任委員会に審査を付託いたし、十分御審査いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は、発言席でお願いいたします。

はじめに、9月10日に開催されました総務常任委員会の報告を岡山委員長より求めます。

岡山委員長。

< 総務常任委員会委員長(岡山克彦君)登壇 >

総務常任委員会委員長(岡山克彦君)

おはようございます。

議席13番、総務常任委員長、岡山克彦でございます。

令和7年9月定例会に上程されました事件のうち、当総務常任委員会に付託されました事件に

つきましては、去る9月10日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」の総務常任委員会所管分についてであります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

歳入では、法人市民税について、委員より、「滞納繰越分の徴収率は他税目の徴収率と比べて低いが、徴収しづらい現状があるのか。」との質問があり、当局は、「法人市民税滞納繰越分の徴収率は12.39%で、前年度に比べ3.40ポイント増加しています。徴収しづらい状況ということはありません。」との答弁でありました。

財産貸付収入について、委員より、「土地貸付収入及び建物貸付収入の内訳は。」との質問があり、当局は、「土地貸付収入はJR枇杷島駅の駐車場、西枇杷島警察署の駐車場、交番3か所、二ツ杵住宅などの敷地の貸付けです。建物貸付収入は春日老人福祉センターの清須保健所部分、公共施設内の自動販売機など、建物内の一部の貸付けです。」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「総務事務費で委託している顧問弁護士への相談は、どのようなものか。また、任期はどうなっているのか。」との質問があり、当局は、「契約書のリーガルチェックや法的な相談業務を主に行っていただいています。併せて、担当課が判断した法的解釈の正否を相談しています。また、任期は単年度契約です。」との答弁でありました。

委員より、「市民協働推進費のタッチポイントきよすの閲覧数をどのように分析しているのか。」との質問があり、当局は、「令和6年度は、1日平均約300件の閲覧がありました。今後も啓発をしながら閲覧数の向上に取り組んでまいります。」との答弁でありました。

委員より、「アダプトプログラム費について、団体等活動人数が減ったものの活動面積はほぼ同じとなっている。費用は増えているが、その原因は何か。」との質問があり、当局は、「苗代の高騰による増加です。」との答弁でありました。

委員より、「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進費について、現状の取組状況はどのようになっているか。」との質問があり、当局は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和7年度を始期とする第3次総合計画の中に包含した形で、清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2025という計画を策定しています。このほかには、地方創生臨時交付金についての活用の検証等を行っております。」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティバス運行費について、新たに停留所を設置する場合、どのような手続で決定するのか。」との質問があり、当局は、「大幅なルートダイヤ改正につきましては、令和9年度に行う予定です。それまでに要望のあった箇所やアンケート調査等の意見を踏まえて、地域公共交通会議に諮った上で決定してまいります。」との答弁でありました。

委員より、「企業誘致費について、土田・上条地区の民間開発事業の見通しと事業者の動向は。」との質問があり、当局は、「今年の秋頃までに地権者の合意形成を図る予定としていますが、いまだ合意を得られていない地権者もいらっしゃるため、地権者との意見交換をする場を設ける予定です。また、事業者の動向としては、引き続き事業化に向けて地権者の合意形成に取り組むと聞いています。」との答弁でありました。

委員より、「放置自転車等対策費について、処分した放置自転車101台に係る費用は幾らか。」との質問があり、当局は、「入札で決定した業者に売却しており、売却益については歳入として受けています。」との答弁でありました。

消費費について、委員より、「防災活動費は、現在備蓄しているクラッカーなどに加えて、高齢者が食べやすい食事や栄養バランスに配慮したものは考えているのか。」との質問があり、当局は、「栄養バランスを考慮しつつ、そしゃくの弱い方でも食べることが可能なソフト食やミキサー食などの備蓄に向け、病院や介護施設などに提供している市内事業者との災害時応援協定を締結する方向で話を進めています。」との答弁でありました。

委員より、「自主防災活動支援補助金について、市のハザードマップを更新する際、目の不自由な方に配慮した音声コード「ユニボイス」を採用する考えはあるのか。」との質問があり、当局は、「ユニボイスについては、視覚に障がいのある方など既存のハザードマップから情報を確認することが難しい方に、災害に対する事前の備えにつなげていく意味でも有用なツールだと考えています。今後は、既に導入している先進地事例などを研究してまいります。」との答弁でありました。

財政力指数について、委員より、「財政力指数が近年低下してきている要因は何か。」との質問があり、当局は、「財政力指数は、コロナ禍における市税収入の減少などから令和3年度に大きく低下しました。その後、経済活動の回復などにより基準財政収入額は増加に転じていますが、賃金上昇に伴う人件費の増加や物価高の影響により基準財政需要額も増加しており、横ばいで推移している状況です。」との答弁でありました。

委員より、「経常収支比率が上昇し、財政構造の硬直化が進んでいるが、どのように捉えてい

るのか。」との質問があり、当局は、「今後も高齢化の進展に伴う扶助費及び繰出金の増加や人件費の増加が見込まれるため、大きな改善は見込めない状況です。」との答弁でありました。

委員より、「財政健全化に向けてどのような取組を考えているのか。」との質問があり、当局は、「所期の目的を達成した事業は内容を見直すなど、限られた財源を有効に活用し、持続可能な財政運営を行ってまいります。」との答弁でありました。

公債費について、委員より、「市債残高が増加し、公債費の負担が増加しているが、どのように捉えているのか。」との質問があり、当局は、「合併特例債など財政上有利な措置がされる市債が残高のほとんどを占めており、実質的な負担は大きく増加していません。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」の総務常任委員会所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

なお、議案第38号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第39号「清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第40号「清須市税条例の一部を改正する条例案」及び議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」総務常任委員会所管分については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

当総務常任委員会に付託されました事件についての御報告は、以上でございます。

議長（成田義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

質問もないようですので、岡山委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

つぎに、9月12日及び16日に開催されました福祉常任委員会の報告を浅妻委員長より求めます。

浅妻委員長。

< 福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

議席番号2番、福祉常任委員長、浅妻奈々子でございます。

令和7年9月定例会に上程されました事件のうち、当福祉常任委員会に付託されました事件につきましては、去る9月12日及び16日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」の福祉常任委員会所管分についてであります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「マイナンバーカード事務の負担や課題はないか。」との質問があり、当局は、「窓口業務とは別に委託契約を締結しており、職員の負担を軽減しております。」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「避難行動要支援者名簿システムの改修内容は。」との質問があり、当局は、「システム内でのデータ管理、避難経路の画像取り込み機能等の新たな機能が追加されました。」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「成年後見支援センターの利用実態は。」との質問があり、当局は、「相談件数は増えており、費用負担の助成を拡充するなどの対応をし、利用促進を図っています。」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「子育てコンシェルジュの相談実績や連携件数から把握できた傾向等は。」との質問があり、当局は、「相談内容で増加しているのが、保育園関係や育児疲れ・子育てに関する不安等です。保育園に関しては児童保育課と連携するとともに、育児疲れ等については子育て支援センター等と連携を図り、不安の軽減に努めております。」との答弁でありました。

保育所費及び児童館費について、委員より、「保育園及び児童館でのキャッシュレス決済の活用内容は。」との質問があり、当局は、「保育園では土曜給食費、一時保育利用料及び病後児保育利用料に、児童館では放課後児童クラブの基本利用料及び延長利用料に活用しています。」との答弁でありました。

保健衛生総務費について、委員より、「保健センターマネジメントの推進とあるが、具体的にどのような内容か。」との質問があり、当局は、「母子保健、成人保健、特定健診等の保健事業を想定し、保健ニーズの多様化に対応できるよう関係課と協議し、整備を行いました。」との答

弁でありました。

予防費について、委員より、「がん検診の受診率向上に向けた取組は。」との質問があり、当局は、「昨年度から個別検診の自己負担金を集団健診と同額にしたことにより、受診率も伸びています。」との答弁でありました。

環境衛生費について、委員より、「住宅用太陽光発電システムの設置費補助金について、システムを撤去する場合の補助金の取扱いは。」との質問があり、当局は、「耐用年数以前に撤去する場合は、市に申請書を提出し、市長の承認を得てから撤去する必要があります。その際には、補助金の全部又は一部について返還が生じますが、災害等の自己の責任がない場合は、補助金の返還は必要ありません。」との答弁でありました。

農業総務費について、委員より、「農業振興地域整備計画策定費の内容は。」との質問があり、当局は、「主に農業振興地域内の農業者にアンケート調査を実施して、その御意見等を計画書の策定にいかしました。」との答弁でありました。

観光費について、委員より、「来年のNHK大河ドラマに際し、清須市として何か企画していることはあるのか。」との質問があり、当局は、「7月にNHK名古屋放送局との情報交換会に参加しており、観光の活性化を図る施策を検討しているところです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」の福祉常任委員会所管分については、賛成多数により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第2号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」であります。当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「保険税負担について軽減対策を講じたのか。」との質問があり、当局は、「軽減基準については、遅滞なく条例改正をしています。未申告対策も講じています。」との答弁でありました。

委員より、「保険税による納税相談体制の現状は。」との質問があり、当局は、「各地区を担当する収納係と徴収専門員で行っています。滞納となる方の状況は千差万別であり、きめ細かい納税相談が滞納者の減少につながるものと考えています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第2号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」は、賛成多数により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第3号「令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について」であります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「滞納繰越分は約259万円となっているが、どのように分析しているのか。」との質問があり、当局は、「滞納がある方は収入が低い方もいらっしゃいますので、収納課と連携して納付相談に当たっています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第3号「令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について」は、賛成多数により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第4号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」であります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「保険料負担の増大について、制度を持続していくために財源措置をどう求めるのか。」との質問があり、当局は、「未申告による軽減漏れがないよう周知しています。納付方法の相談に応じ、無理のない納付を引き続きお願いしてまいります。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第4号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」は、賛成多数により、認定すべきものと決しました。

つぎに、議案第41号「清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案」についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「この条例以外に、清須市内の中小零細企業を支えていくことに注力することも必要では。」との質問があり、当局は、「清須市には、高度先端産業立地奨励条例以外にも、20年以上において本市で中小企業を営んでいる企業の設備再投資に係る清須市内企業再投資促進要綱による支援制度があります。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第41号「清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案」については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」の福祉常任委員会所管分についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「保育所等性被害防止対策支援金を活用し、認定こども園にパーティションをどのように設置したのか。」との質問があり、当局は、「園で行われる身体測定や着替え、オムツ替え等の際、子どものプライバシー保護のために保育室に設置しました。」との答弁でありました。

委員より、「国民健康保険特別会計繰出金の内容は。」との質問があり、当局は、「県より示された事業納付金の不足分を繰り出すものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」の福祉常任委員会所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第46号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案」についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「子育て支援金は、幾らくらいになるのか。」との質問があり、当局は、「国の試算によると、国保については一人当たり月額250円くらいと聞いておりますが、詳細はまだ示されておりません。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第46号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案」については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第47号「令和7年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案」についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「一般会計繰出金と介護給付費準備基金積立金の補正の内容は。」との質問があり、当局は、「令和6年度の決算により、国、県、市等への返還金精算を行い、残額を基金に積み立てるものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第47号「令和7年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第48号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しま

した。

当福祉常任委員会に付託されました事件についての御報告は、以上でございます。

議長（成田義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

質問もないようですので、浅妻委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

最後に、9月17日及び18日に開催されました建設文教常任委員会の報告を土本委員長に求めます。

土本委員長。

< 建設文教常任委員会委員長（土本千亜紀君）登壇 >

建設文教常任委員会委員長（土本千亜紀君）

議席4番、建設文教常任委員長、土本千亜紀でございます。

令和7年9月定例会に上程されました事件のうち、当建設文教常任委員会に付託されました事件につきましては、去る9月17日及び18日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」の建設文教常任委員会所管分についてであります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

歳入では、雑入について、委員より、「学校給食費の未納者へは、どのような対策を行っているか。」との質問があり、当局は、「納付勧告書、納付催告書を交付するとともに簡易裁判所へ支払督促の申立てを行っており、場合によっては、強制執行を試みることもあります。」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「施設予約システムが令和7年度から導入されたが、何かトラブルはあったか。」との質問があり、当局は、「運用開始当初は予約方法の変更による混乱も生じましたが、現在、大きなトラブル等はありません。」との答弁でありました。

道路橋梁（りょう）費について、委員より、「排水ポンプ施設点検は何か所で、どのように実

施しているのか。また、その後の対応は。」との質問があり、当局は、「アンダーパスを含む10か所の雨水排水ポンプの設備点検を行っており、点検で異常が発見された場合は修繕工事に対応しています。」との答弁でありました。

河川費について、委員より、「五条川堤防道路の除草の頻度は。」との質問があり、当局は、「毎年6月頃と11月頃の年2回、除草を行っています。」との答弁でありました。

都市計画費について、委員より、「特定空家等に対してどのような指導、対応をしているのか。」との質問があり、当局は、「文書送付、電話連絡、所有者宅訪問等を行い、早期に対応していただくよう指導しています。」との答弁でありました。

委員より、「民間木造住宅の耐震化について、今後どのように進めていく考えか。」との質問があり、当局は、「令和7年度から新たに民間木造住宅補強設計費補助金も新設し、これまでの補助金と併せて周知を行うことで耐震化を進めてまいります。」との答弁でありました。

委員より、「都市公園等で、地元が清掃をしているのは何か所か。」との質問があり、当局は、「都市公園は63か所中26か所、児童遊園等は42か所中22か所です。」との答弁でありました。

教育総務費について、委員より、「学校給食費等臨時給付金について、申請されなかった方への対応は。」との質問があり、当局は、「勸奨通知を2回郵送しました。」との答弁でありました。

小学校費について、委員より、「学校のスクールカウンセラーの体制は。」との質問があり、当局は、「各学校で週1回の相談体制を取っています。」との答弁でありました。

保健体育費について、委員より、「子ども会の会員減少について、更なる対策の考えは。」との質問があり、当局は、「親子が一緒になって楽しめる事業を実施するなど、単位子ども会、市子ども会連絡協議会及び行政が連携し、魅力ある子ども会事業の実施に向けて取り組んでいきます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」の建設文教常任委員会所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第5号「令和6年度清須市水道事業決算認定について」であります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「重要給水施設耐震化事業について、現在の進捗状況は。」との質問があり、当局

は、「今年度、落合地区の整備を行いますとネギヤ公園までの耐震化が完了します。その後は、配水場の南側、中之切保育園等への耐震管整備を行っていく予定です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第5号「令和6年度清須市水道事業決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第6号「令和6年度清須市下水道事業決算認定について」であります。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「下水道の接続率と整備の現状、また、今後の計画は。」との質問があり、当局は、「接続率は69.4%です。現在の整備状況は計画より若干遅れておりますが、今後は投資効果の見込める地域から整備を進めていきたいと考えております。」との答弁でありました。

委員より、「現在整備中の堀江ポンプ場と豊田川ポンプ場の詳細は。」との質問があり、当局は、「排水ポンプを更新し、排水能力の向上を図ります。また、電気設備等を耐水化レベルまで移設し、施設の耐震補強を実施しています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第6号「令和6年度清須市下水道事業決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

最後に、議案第44号「損害賠償の額を定め、和解することについて」であります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑を行いました。

委員より、「今回事故が起こった蓋のない水路はほかにもあると思うが、今後どのように対応していくのか。」との質問があり、当局は、「今後も適宜点検し、早期に対応が必要な箇所があれば安全対策を講じていきます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第44号「損害賠償の額を定め、和解することについて」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第42号「清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案」、議案第43号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」の建設文教常任委員会所管分、議案第49号「令和7年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案」及び発議第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」については、特に質

疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

当建設文教常任委員会に付託されました事件についての御報告は、以上でございます。

議長（成田義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

質問もないようですので、土本委員長、御苦勞さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここで、あらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により、通告制となっており、認定第1号に加藤議員から反対討論、岡山議員から賛成討論。認定第2号、認定第3号、認定第4号に加藤議員からそれぞれ反対討論が提出されております。

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については、起立により行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

令和6年度清須市一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

ただいま議題となっております令和6年度清須市一般会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

はじめに、市民生活の現状と自治体の責務について申し上げます。

令和6年度は物価高騰が続き、生活必需品、光熱費、教育費などあらゆる分野で市民の負担が増大しました。民間研究機関の試算では、2021年度と比べて2024年度の家計負担が1世帯当たり年間28万円も増加するとされており、コロナ禍で疲弊した家計に追い打ちをかける状況にありました。基礎自治体の最も重要な役割、こうした市民生活を守ることにあります。しか

し、令和6年度決算を振り返りますと、その責務が十分果たされたとは言えません。

二つ目は、福祉政策の状況についてであります。

高齢者福祉に関わる独自事業であった老人住宅改善費補助金、寝具・洗濯乾燥機事業、日常生活用具給付等事業が廃止されました。さらに、無料入浴制度も施設廃業を理由に廃止され、高齢者の健康維持や交流の場が失われました。市が先行して福祉センターの浴場を廃止したことも含め、高齢者福祉施策の充実に向けた課題は見過ごせません。令和7年度からの第1次地域福祉計画においては、高齢者の生活を支える政策の再構築を強く求めるものであります。

三つ目は、財政運営の課題についてであります。

本市の市税収入は伸び悩んでおり、限られた財源の中で大規模事業を含む財政運営を慎重に行う必要があります。鉄道高架事業や河川拡幅を伴う関連整備、土地区画整理事業など、市民生活や都市整備に影響する大規模事業もあります。このため、長期にわたる財政負担が福祉政策の廃止や縮小といった形で市民生活にしわ寄せとして現れないよう、慎重な運営が求められます。

四つ目は、デジタル化の問題であります。

令和6年度は、国のDX推進計画に沿った事業が進められました。デジタル交付金を背景に、マイナ保険証の導入や行政窓口業務のオンライン化が進められています。しかし、その実態は、自治体に国の意向を押しつけ、莫大な個人情報や民間事業者に提供するリスクを抱え込むものであり、また、公務員の大幅削減にもつながる危険性を持ちます。市民の個人情報と権利を守る視点から、拙速な導入に反対する立場を改めて表明いたします。

最後に五つ目、教育、子育て支援についてであります。

物価高騰を受け、学校給食費の値上げ分を公費で補助したことは一定の評価をいたします。さらに、2023年6月に閣議決定されたことも未来戦略方針では、学校給食費の無償化の実現に向け、無償化を実施する自治体の取組や成果、課題を全国ベースで調査し、1年以内に結果を公表することとされました。令和6年度の調査では、全国で約6割の自治体が無償化を実施しており、物価高騰やコロナ禍への対応として臨時交付金を活用する例が多く見られました。令和7年度にかけても、自治体独自の財源確保により、無償化を継続、拡大する動きが見られています。

こうした実態を踏まえ、子育て世代の負担軽減や公平な教育環境の整備のため、本市においても早期に学校給食費の無償化を実現することを強く求めます。

以上のように、令和6年度決算に高齢者福祉や子育て支援、財政運営、DX施策などに多くの課題があり、市民の暮らしを十分支えるものとは言えません。基礎自治体の使命は住民の福祉の

増進であり、市民の命と暮らしを最優先に市民に寄り添う市政の実現を求めます。

よって、令和6年度決算の認定には反対を表明いたします。

以上であります。

議長（成田義之君）

続いて、岡山議員の賛成討論の発言を許可いたします。

岡山議員。

< 13番議員（岡山克彦君）登壇 >

13番議員（岡山克彦君）

議席番号13番、岡山克彦でございます。

議長のお許しをいただきましたので、清政会を代表して、ただいま議題となっております認定第1号令和6年度清須市一般会計決算認定について、賛成の立場から意見を申し述べます。

令和6年度は、市民の皆様の暮らしの安心を確保しながら、本格化する人口減少局面において、力強く出産・子育てへの支援を展開するとともに、将来への希望にあふれ、誰もが自分らしく暮らすことができるまちの実現に向けた取組が期待されておりました。

こうした中で執行されました令和6年度一般会計の決算額は歳入総額が333億8,620万円余り、歳出総額が321億2,354万円余りとなり、実質収支額は11億6,982万1,000円の黒字でありました。

歳入面では、その根幹をなす市税収入について予算額を上回り、また、現年課税分の徴収率は過去最高でありました。令和5年度には及ばないものの、同程度の水準を維持することができました。これも納税者各位の御理解と関係職員の地道な努力の成果の現れと理解いたします。

一方、歳出面では、食料品などの価格高騰が続く中、清須げんき商品券の発行や学校給食費について原材料の価格高騰分を公費負担するなど、物価高騰の影響を受ける市民への生活支援を的確に実施されました。

また、本市の更なる発展に向けて、様々な行政課題への対応についても着実に進めたものと認識しております。

まずは安全・安心の確保に向けて、雨水幹線・管渠（きょ）の設備や雨水ポンプ場の長寿命化を着実に進めるとともに、五条川防災センターの供用開始や指定避難所の防災備蓄倉庫の更新など防災体制の強化を推進されました。

つぎに、出産・子育て支援では、不妊治療への助成の拡充や乳児家庭におむつ券を進呈するな

ど、人口減少の克服に向けて出産・子育てを望む方たちが希望をかなえられる環境づくりを推進されました。

さらに、小・中学校の特別教室への空調設備の設置や五条川防災センターに教育支援教室を増設するなど、学校教育の充実にも取り組まれました。

このほか、市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など、便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても計画どおり前進させたものと認識しております。

また、こうした中でも、財政運営面では限られた予算を重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、様々な市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私は、この決算認定につきまして賛成の意を表するものであります。

今後とも、更なる清須市の発展に向けて、永田市長の下で職員が一丸となって取り組んでいただくことを大いに期待し、決算認定に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（成田義之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第2、認定第2号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

認定第2号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」、反対の立場から討

論をいたします。

まず国保税の負担の実態についてであります。

一人当たりの国民健康保険税は約12万2000円となり、前年度の約10万9,000円に比べ1万1,000円、10.1%の増となりました。市内7,288世帯、1万706人の加入者の多くは低所得者層や自営業者であり、物価高騰やインボイス制度導入の影響で生活は一層厳しさを増しています。国保税の負担は既に限界に達していると言わざるを得ません。

つぎに、収納率についてです。

現年課税分の収納率は92.57%に達している一方で、滞納繰越分は25.41%にとどまっています。これは、加入者の生活困難の深刻さを示すものであり、強い滞納整理ではなく、減免制度の柔軟な適用や決算補填等目的以外の一般会計繰入れの拡充こそが必要であります。

さらに、一人当たりの医療給付費は34万7,814円に達し、国保の制度構造の重さを示しています。被用者保険との不均衡は依然として大きく、自治体の努力には限界があります。国や県に対し、制度の抜本的な是正を求め続けるべきであります。

また、保健事業費率は、僅か2.93%にすぎません。国保の本来の役割である保健事業への支出が極めて低く、予防や健康づくりの取組が十分ではありません。将来の医療費抑制のためにも、ここに重点的な財源投入を行うべきです。

最後に、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修について申し上げます。

令和7年8月から国民健康保険証が廃止され、資格確認証が交付されていますが、マイナンバーカードの取得率は依然として十分に高いとは言えず、利用に不安や懸念を抱く住民も少なくありません。そのため、資格確認書の交付が必要な状況が続いており、住民の利便性や選択権を十分に尊重すべきです。

以上のように、本決算は国保制度の構造的な矛盾を温存し、住民の生活実態を顧みないものとなっています。したがって、令和6年度清須市国民健康保険特別会計の決算認定に反対いたします。

議長（成田義之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第3、認定第3号「令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第3号「令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について」、反対の立場から討論を行います。

まず清須市が第9期介護保険事業計画に基づき制度運営に取り組んでこられたこと、また、決算書に示されたように介護予防事業や包括的支援事業、任意事業などにも一定の予算を確保し、高齢者福祉の充実に努められたことについては評価をいたします。

しかしながら、幾つかの点で問題を指摘しなければなりません。

第1に、基金の活用についてです。

令和6年度末の基金残高は、5億3,116万円余となっています。第8期においては9割以上取り崩したのに、第9期では74.1%の取崩しにとどまり、多くの積み残しが生じました。本来、基金は被保険者の負担軽減に活用すべき財源であり、積み残しが多いまま次期へ繰り越すことは住民に過重な保険料負担を強いるものとなりかねません。

第2に、保険料の負担と滞納の状況についてです。

現年度分の賦課徴収額は約11億8,000万円、そのうち、滞納繰越分は約259万円と、額としては全体に比べて小さいものです。しかし、この滞納の背後には、低所得の高齢者が介護保険料の支払いに苦しみ、生活に直結する困難を抱えている実態があります。介護や医療費との二重負担が続く中で、単なる徴収強化ではなく、生活相談や負担軽減策を一層強めることが求められます。

第3に、介護サービスの利用状況です。

要介護・要支援認定者は合計2,850人と報告されていますが、制度が必要な介護を保障す

る仕組みである以上、利用につなげられない人やサービス不足によって困難を抱えている人がいなか、サービス利用状況の実態調査や申請のしやすさの確認など、丁寧な実態把握が望まれます。

第4に、介護予防や包括的支援事業についてであります。

介護予防・生活支援サービス事業に約9,361万円、包括的支援事業に約8,412万円、任意事業に約377万円が執行されています。これらの取組は、高齢者の生活改善や重度化防止に向けての一定の役割を果たしているものと理解しますが、その成果や課題をより丁寧に検証し、市民に分かりやすく示していくことが求められます。

とりわけ、地域包括ケアの推進に当たっては、現場の声を踏まえ、次期計画につなげていく姿勢が重要であります。介護保険制度は、導入から25年が経過しました。制度の目的は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることであり、介護を必要とする人が尊厳を持って安心して暮らせるように支えることです。しかし、現行制度は、国の方針の下、給付費抑制と効率化が強く打ち出され、利用者・事業者双方に新たな負担を押しつける方向へと進んでいます。清須市としても制度の枠にとどまらず、市民の生活実態に即した支援を検討していく必要があると考えます。

その観点から、本決算には反対するものであります。

以上で、討論を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第4、認定第4号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

第1に、一人当たりの医療費は前年度より543円減少し、98万6,042円となりましたが、減少幅は僅かで、依然として高額であることに変わりありません。高齢者人口の増加により医療費総額は膨らみ続けており、制度の持続可能性に重大な課題があります。

第2に、令和6年度、7年度の保険料は令和4年度、5年度比で年間1万2,264円、率にして13.46%引き上げられました。高齢者の生活実態から見れば、この負担増は非常に重く、市民からも、なぜ自分はあまり医療を使っていないのに負担だけが増えるのかという声が寄せられています。

第3に、清須市としても、保険料、基盤安定、療養給付費を含め総額18億8,207万7,568円を拠出しており、市の財政や市民生活に直結しています。市として直接制度を変える権限はありませんが、国、県への働きかけや市民への情報提供など間接的に改善を促す努力を強める必要があります。

以上の理由から、私は、本決算認定には反対いたします。

つきましては、制度の改善に向け、国、県が財源確保や保険料軽減を行い、市民にとって持続可能で安心できる制度の実現を強く求めるものであります。

以上の理由から、令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計の決算認定に反対いたします。

以上です。

議長（成田義之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第5、認定第5号「令和6年度清須市水道事業決算認定について」を議題といたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第6、認定第6号「令和6年度清須市下水道事業決算認定について」を議題といたします。

採決に入ります。

認定第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第7、議案第38号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第38号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号「清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第39号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 40 号「清須市税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
採決に入ります。

議案第 40 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 41 号「清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 41 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 42 号「清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 42 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 43 号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 43 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第44号「損害賠償の額を定め、和解することについて」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第44号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第45号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第46号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第46号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田義之君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第47号「令和7年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第47号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第48号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第48号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第49号「令和7年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第49号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」を議題といたします。

採決に入ります。

発議第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第6号「枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する要望書（案）」を議題といたします。

提出者であります伊藤嘉起議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

伊藤議員。

< 17番議員（伊藤嘉起君）登壇 >

17番議員（伊藤嘉起君）

失礼いたします。議席17番、伊藤嘉起でございます。

発議第6号の要望書（案）の内容について説明をさせていただきます。

枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する要望書（案）

このことについて、別紙のとおり要望書を提出するものとする。

令和7年9月26日提出

提出者、清須市議会議員、伊藤嘉起

賛成者、清須市議会議員、天野武藏、成田義之、浅井泰三、久野茂、高橋哲生、加藤光則、林真子、岡山克彦、野々部享、飛永勝次、小崎進一、大塚祥之、松川秀康、富田雄二、山内徳彦、松岡繁知、土本千亜紀、齊藤紗綾香、浅妻奈々子、伊藤奈美

要望書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する要望書（案）

平成12年9月に甚大な被害を受けた東海豪雨から25年が経過し、本市は特定構造物改築対策特別委員会を組織し、枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進について、国、県などと様々な議論を重ねてきた。

東海豪雨以後、国、県など関係機関の激特事業を始めとする河道掘削や築堤などの事業推進により、庄内川の治水安全度は着実に向上している。しかし、気候変動や都市化の影響などにより、全国的に短時間強雨の発生頻度や降水量が増加し、それに伴い、河川の氾濫など水害が頻発・激甚化しており、再びこの地に東海豪雨を超えるような大災害が発生してもおかしくない状況に市民は不安を抱えている。

ついでには、現在施工中の県道枇杷島橋の架け替え及び周辺の堤防整備の更なる事業促進に併わせ、JR新幹線橋梁（りょう）、JR東海道本線橋梁（りょう）の架け替えに早期着工するよう要望する。

令和7年〇月〇日

清須市議会

内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣宛て

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に審議の上、発議第6号につきまして御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わります。

議長（成田義之君）

これより質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより質疑を受けます。

発議第6号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

これで、質疑を終了いたします。

伊藤議員、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、「各常任委員会の閉会中の継続審査」を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第22、「議会運営委員会の閉会中の継続審査」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員会の委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年9月清須市議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただき、御苦勞さまでございました。

（ 時に午前10時37分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月26日

議 長 成 田 義 之

署名議員 伊 藤 嘉 起

署名議員 久 野 茂